

平成26年生駒市議会（第1回）定例会議案

平成26年3月7日

生 駒 市

平成26年生駒市議会（第1回）定例会議案目録

| 議案番号 | 議案名 | 頁 |
|--------|---|-------|
| 議案第1号 | 平成26年度生駒市一般会計予算 | 別冊 |
| 議案第2号 | 平成26年度生駒市公共施設整備基金特別会計予算 | 別冊 |
| 議案第3号 | 平成26年度生駒市介護保険特別会計予算 | 別冊 |
| 議案第4号 | 平成26年度生駒市国民健康保険特別会計予算 | 別冊 |
| 議案第5号 | 平成26年度生駒市後期高齢者医療特別会計予算 | 別冊 |
| 議案第6号 | 平成26年度生駒市下水道事業特別会計予算 | 別冊 |
| 議案第7号 | 平成26年度生駒市自動車駐車場事業特別会計予算 | 別冊 |
| 議案第8号 | 平成26年度生駒市水道事業会計予算 | 別冊 |
| 議案第9号 | 平成26年度生駒市病院事業会計予算 | 別冊 |
| 議案第10号 | 平成25年度生駒市一般会計補正予算（第5回） | 1～14 |
| 議案第11号 | 平成25年度生駒市生駒駅前市街地再開発事業特別会計補正予算（第1回） | 15～16 |
| 議案第12号 | 平成25年度生駒市下水道事業特別会計補正予算（第2回） | 17～20 |
| 議案第13号 | 平成25年度生駒市病院事業会計補正予算（第2回） | 21～24 |
| 議案第14号 | 生駒市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 25～28 |
| 議案第15号 | 生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について | 29～30 |
| 議案第16号 | ベルテラスいこま共用部分修繕積立基金条例の制定について | 31～32 |

| | | |
|----------|---|-------|
| 議案第 17 号 | 生駒駅前北口第二地区再開発基金条例を廃止する条例の制定について | 33 |
| 議案第 18 号 | 生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について | 34～38 |
| 議案第 19 号 | 生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について | 39～40 |
| 議案第 20 号 | 生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について | 41～42 |
| 議案第 21 号 | 生駒市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 43 |
| 議案第 22 号 | 生駒市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について | 44～55 |
| 議案第 23 号 | 生駒市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について | 56 |
| 議案第 24 号 | 生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 57～60 |
| 議案第 25 号 | 生駒市火葬場条例の一部を改正する条例の制定について | 61 |
| 議案第 26 号 | 生駒市自動車駐車場条例及び生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について | 62 |
| 議案第 27 号 | 生駒市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 63～65 |
| 議案第 28 号 | 生駒市景観条例の一部を改正する条例の制定について | 66～67 |
| 議案第 29 号 | 生駒市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について | 68～69 |
| 議案第 30 号 | 生駒市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 70～71 |
| 議案第 31 号 | 権利の放棄について | 72～73 |
| 議案第 32 号 | 生駒山麓公園の指定管理者の指定について | 74 |
| 議案第 33 号 | 市道路線の認定について | 75 |

議案第 10 号

平成 25 年度生駒市一般会計補正予算（第 5 回）

平成 25 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 5 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 599,589 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 38,406,242 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表地方債補正」による。

平成 26 年 3 月 7 日提出

生駒市長 山下 真

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|----------|---------|------------|---------|------------|
| 10 地方交付税 | | 4,103,288 | 10,651 | 4,113,939 |
| | 1 地方交付税 | 4,103,288 | 10,651 | 4,113,939 |
| 14 国庫支出金 | | 4,343,079 | 153,906 | 4,496,985 |
| | 1 国庫負担金 | 3,758,212 | 39,580 | 3,797,792 |
| | 2 国庫補助金 | 558,727 | 114,326 | 673,053 |
| 15 県支出金 | | 2,050,753 | 14,102 | 2,064,855 |
| | 1 県負担金 | 1,239,412 | 14,102 | 1,253,514 |
| 18 繰入金 | | 779,010 | 206,158 | 985,168 |
| | 1 基金繰入金 | 779,010 | 206,158 | 985,168 |
| 19 繰越金 | | 1,453,633 | 54,072 | 1,507,705 |
| | 1 繰越金 | 1,453,633 | 54,072 | 1,507,705 |
| 21 市債 | | 5,292,700 | 160,700 | 5,453,400 |
| | 1 市債 | 5,292,700 | 160,700 | 5,453,400 |
| 歳 入 合 計 | | 37,806,653 | 599,589 | 38,406,242 |

歳 出

[単位 千円]

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---------|-------------|------------|---------|------------|
| 2 総務費 | | 3,947,304 | -29,576 | 3,917,728 |
| | 1 総務管理費 | 3,047,307 | -29,576 | 3,017,731 |
| 3 民生費 | | 12,442,958 | 56,409 | 12,499,367 |
| | 1 社会福祉費 | 4,689,446 | 56,409 | 4,745,855 |
| 4 衛生費 | | 3,503,292 | -14,702 | 3,488,590 |
| | 1 保健衛生費 | 1,489,210 | -14,702 | 1,474,508 |
| 5 産業経済費 | | 487,951 | -53,014 | 434,937 |
| | 2 商工費 | 321,301 | -53,014 | 268,287 |
| 6 土木費 | | 3,953,862 | 43,450 | 3,997,312 |
| | 2 道路橋梁及び河川費 | 1,038,242 | 43,450 | 1,081,692 |
| 8 教育費 | | 4,358,590 | 597,022 | 4,955,612 |
| | 2 小学校費 | 685,246 | 295,068 | 980,314 |
| | 3 中学校費 | 323,789 | -16,797 | 306,992 |
| | 6 保健体育費 | 1,127,980 | 318,751 | 1,446,731 |
| 歳 出 合 計 | | 37,806,653 | 599,589 | 38,406,242 |

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

1 追加

[単位 千円]

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|-----|-----------|---------------|---------|
| 民生費 | 社会福祉費 | 障がい者支援事業 | 10,600 |
| | 児童福祉費 | 児童福祉経費 | 14,918 |
| | | 私立保育所施設整備助成事業 | 130,782 |
| 衛生費 | 保健衛生費 | 街路灯・防犯灯整備事業 | 29,449 |
| 土木費 | 道路橋梁及び河川費 | 道路橋梁維持補修事業 | 28,150 |
| | | 通学路安全対策事業 | 15,300 |
| | | 企業誘致関連道路整備事業 | 115,730 |
| | 都市計画費 | まちづくり推進事業 | 16,420 |
| 教育費 | 保健体育費 | 体育施設整備事業 | 115,580 |
| | | 北部スポーツタウン事業 | 203,171 |

2 変更

[単位 千円]

| 款 | 項 | 補正前 | | 補正後 | |
|-----|-----------|-----------|---------|-----------|---------|
| | | 事業名 | 金額 | 事業名 | 金額 |
| 土木費 | 道路橋梁及び河川費 | 道路新設改良事業 | 73,100 | 道路新設改良事業 | 107,300 |
| | | 河川水路改修事業 | 12,000 | 河川水路改修事業 | 13,318 |
| 教育費 | 小学校費 | 小学校施設整備事業 | 181,992 | 小学校施設整備事業 | 477,060 |
| | 幼稚園費 | 幼稚園施設整備事業 | 46,386 | 幼稚園施設整備事業 | 47,751 |

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

1 追加

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-----------------------|------------------|-----------|
| 清掃センター長期包括運営委託業務（その2） | 平成26年度から平成32年度まで | 364,741千円 |
| エコパーク21包括運営業務委託（その2） | 平成26年度 | 30,766千円 |

2 変更

| 事 項 | 補 正 前 | | 補 正 後 | |
|-----------------------------|----------------------|-----------|----------------------|-----------|
| | 期 間 | 限 度 額 | 期 間 | 限 度 額 |
| 生駒ふるさとミュージアム 指 定 管 理 業 務 | 平成26年度から 平成29年度まで | 103,000千円 | 平成26年度から 平成29年度まで | 107,167千円 |

第 4 表 地 方 債 補 正

1 追加

[単位 千円]

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|------------|--------|--------------------|--|---|
| 学校教育施設整備事業 | 56,600 | 証書借入 又は 証券発行 | 5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。 |
| 体育施設整備事業 | 74,400 | " | " | " |

2 変更

[単位 千円]

| 起債の目的 | 補正前 | | | | 補正後 | | | |
|--------------|---------|--------------------|--|---|---------|--------------------|--|---|
| | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 道路橋梁及び河川整備事業 | 184,200 | 証書借入 又は 証券発行 | 5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。 | 203,600 | 証書借入 又は 証券発行 | 5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。 |
| 小学校校舎増築事業 | 81,800 | " | " | " | 92,100 | " | " | " |

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説明 |
|---------|-----------|--------|-----------|---------|--------|-------|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 地方交付税 | 4,103,288 | 10,651 | 4,113,939 | 1 地方交付税 | 10,651 | 普通交付税 |
| 計 | 4,103,288 | 10,651 | 4,113,939 | | | |

[単位 千円]

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説明 |
|------------|-----------|--------|-----------|------------|--------|------------------|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 民生費国庫負担金 | 3,667,217 | 28,204 | 3,695,421 | 1 社会福祉費負担金 | 28,204 | 介護給付費等負担金 |
| 2 教育費国庫負担金 | 90,995 | 11,376 | 102,371 | 1 小学校費負担金 | 11,376 | あすか野小学校校舎増築事業負担金 |
| 計 | 3,758,212 | 39,580 | 3,797,792 | | | |

[単位 千円]

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説明 |
|------------|---------|--------|---------|----------------|--------|---------------------------------------|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| 3 衛生費国庫補助金 | 29,306 | 16,197 | 45,503 | 1 保健衛生費補助金 | 16,197 | 道路スツク総点検事業補助金 |
| 5 土木費国庫補助金 | 273,633 | 23,898 | 297,531 | 2 道路橋梁及び河川費補助金 | 23,898 | 通学路安全対策事業補助金 道路スツク総点検事業補助金 |
| 6 教育費国庫補助金 | 45,488 | 74,231 | 119,719 | 1 小学校費補助金 | 36,984 | 生駒南小学校大規模改造事業補助金 あすか野小学校太陽光発電事業交付金 |

[単位 千円]

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説明 |
|---|---------|---------|---------|------------|--------|--------------|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| | | | | 5 保健体育費補助金 | 37,247 | 市民体育館耐震事業補助金 |
| 計 | 558,727 | 114,326 | 673,053 | | | |

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説明 |
|-----------|-----------|--------|-----------|------------|--------|-----------|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 民生費県負担金 | 1,225,697 | 14,102 | 1,239,799 | 1 社会福祉費負担金 | 14,102 | 介護給付費等負担金 |
| 計 | 1,239,412 | 14,102 | 1,253,514 | | | |

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説明 |
|----------------|---------|---------|---------|---------------|---------|----|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| 9 財政調整基金繰入金 | 23,650 | 26,350 | 50,000 | 1 財政調整基金繰入金 | 26,350 | |
| 10 公共施設整備基金繰入金 | 0 | 179,808 | 179,808 | 1 公共施設整備基金繰入金 | 179,808 | |
| 計 | 779,010 | 206,158 | 985,168 | | | |

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説明 |
|-------|-----------|--------|-----------|-------|--------|--------|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 繰越金 | 1,453,633 | 54,072 | 1,507,705 | 1 繰越金 | 54,072 | 前年度繰越金 |

| | | | | | | |
|---|-----------|--------|-----------|--|--|--|
| 計 | 1,453,633 | 54,072 | 1,507,705 | | | |
|---|-----------|--------|-----------|--|--|--|

(款) 21 市債

(項) 1 市債

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説 | 明 | |
|-------|-----------|---------|-----------|---|---------------|--------|--|----------------------------|
| | | | | 区 | 分 | | | |
| 2 土木債 | 202,200 | 19,400 | 221,600 | 1 | 道路橋梁及び 河川債 | 19,400 | 通学路安全対策事業債 道路ストック総点検事業債 | 6,800 12,600 |
| 4 教育債 | 114,700 | 141,300 | 256,000 | 1 | 小学校債 | 66,900 | 生駒南小学校大規模改造事業債 あすか野小学校舎増築事業債 あすか野小学校太陽光発電事業債 | 39,300 10,300 17,300 |
| | | | | 4 | 保健体育債 | 74,400 | 市民体育館整備事業債 | |
| 計 | 5,292,700 | 160,700 | 5,453,400 | | | | | |

[単位 千円]

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 区分 | 金額 | 説明 |
|----------|-----------|---------|-----------|----------|------|---------|---------------|---------------------------|----|
| | | | | 国県支出金 | 特定財源 | | | | |
| | | | | | 地方債 | その他 | | | |
| 1 一般管理費 | 1,814,917 | -12,909 | 1,802,008 | | | -12,909 | 3 職員手当等 | -12,909 退職手当 | |
| 11 交通対策費 | 105,300 | -16,667 | 88,633 | | | -16,667 | 19 負担金補助及び交付金 | -16,667 鉄道施設耐震補強事業費補助金 | |
| 計 | 3,047,307 | -29,576 | 3,017,731 | | | -29,576 | | | |

[単位 千円]

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 区分 | 金額 | 説明 |
|-----------|-----------|--------|-----------|----------------|----------------|--------|--------|----------------------|----|
| | | | | 国県支出金 | 特定財源 | | | | |
| | | | | | 地方債 | その他 | | | |
| 3 障がい者福祉費 | 1,725,392 | 56,409 | 1,781,801 | 42,306 (国負) | 28,204 (県負) | 14,103 | 20 扶助費 | 56,409 障がい福祉サービス費 | |
| 計 | 4,689,446 | 56,409 | 4,745,855 | 42,306 | | 14,103 | | | |

[単位 千円]

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 区分 | 金額 | 説明 |
|---------|---------|---------|---------|----------------|--------|---------|--------|-----------------------|----|
| | | | | 国県支出金 | 特定財源 | | | | |
| | | | | | 地方債 | その他 | | | |
| 2 予防費 | 645,617 | -44,151 | 601,466 | | | -44,151 | 13 委託料 | -44,151 各種予防接種等委託料 | |
| 4 環境衛生費 | 93,731 | 29,449 | 123,180 | 16,197 (国補) | 16,197 | 13,252 | 13 委託料 | 29,449 照明施設点検委託料 | |

[単位 千円]

| | | | | | | | | | | | |
|---|-----------|---------|-----------|--------|--|--|--|--|---------|--|--|
| 計 | 1,489,210 | -14,702 | 1,474,508 | 16,197 | | | | | -30,899 | | |
|---|-----------|---------|-----------|--------|--|--|--|--|---------|--|--|

(款) 5 産業経済費

(項) 2 商工費

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 区分 | 金額 | 説明 |
|---------|---------|---------|---------|------------------|-------|-----|---------|---------------|-----------|
| | | | | 特 定 財 源 | その他 | | | | |
| | | | | | 国県支出金 | 地方債 | | | |
| 2 商工振興費 | 200,195 | -53,014 | 147,181 | | | | -53,014 | 19 負担金補助及び交付金 | 企業立地促進補助金 |
| 計 | 321,301 | -53,014 | 268,287 | | | | -53,014 | | |

[単位 千円]

(款) 6 上木費

(項) 2 道路橋梁及び河川費

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 区分 | 金額 | 説明 |
|-----------|-----------|--------|-----------|------------------|--------|-----|-----|---------------|----------------|
| | | | | 特 定 財 源 | その他 | | | | |
| | | | | | 国県支出金 | 地方債 | | | |
| 2 道路橋梁維持費 | 235,787 | 43,450 | 279,237 | 23,898 (国補) | 19,400 | | 152 | 13 委託料 | 道路ストック総点検業務委託料 |
| | | | | | | | | 15 工事請負費 | 通学路安全対策工事 |
| | | | | | | | | 17 公有財産購入費 | 市内道路用地 |
| | | | | | | | | 19 負担金補助及び交付金 | 道路ストック総点検業務負担金 |
| 計 | 1,038,242 | 43,450 | 1,081,692 | 23,898 | 19,400 | | 152 | | |

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 2 小学校費

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 区分 | 金額 | 説明 |
|------------|---------|---------|---------|------------------|--------|---------|----|----------|----------|
| | | | | 特 定 財 源 | その他 | | | | |
| | | | | | 国県支出金 | 地方債 | | | |
| 3 小学校施設整備費 | 286,757 | 295,068 | 581,825 | 48,360 | 66,900 | 179,808 | | 15 工事請負費 | 学校施設整備工事 |

[単位 千円]

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 区 | 節 | 金額 | 説明 |
|---|---------|---------|---------|----------------------------------|-----------------|-----|---|---|----|----|
| | | | | 特 定 財 源 | 財源 | | | | | |
| | | | | | 国県支出金 | 地方債 | | | | |
| | | | | (国負) 11,376 (国補) 36,984 | (繰入) 179,808 | | | | | |
| 計 | 685,246 | 295,068 | 980,314 | 48,360 | 179,808 | | | | | |

(款) 8 教育費

(項) 3 中学校費

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 区 | 節 | 金額 | 説明 |
|------------|---------|---------|---------|------------------|-------|-----|----------|---------|----------|----|
| | | | | 特 定 財 源 | 財源 | | | | | |
| | | | | | 国県支出金 | 地方債 | | | | |
| 1 学校管理費 | 204,439 | -8,801 | 195,638 | | | 15 | 15 工事請負費 | -8,801 | 学校施設整備工事 | |
| 3 中学校施設整備費 | 41,877 | -7,996 | 33,881 | | | 13 | 13 委託料 | -7,996 | 設計等委託料 | |
| 計 | 323,789 | -16,797 | 306,992 | | | | | -16,797 | | |

(款) 8 教育費

(項) 6 保健体育費

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 区 | 節 | 金額 | 説明 |
|---------|-----------|---------|-----------|--------------------------|--------|-----|------------|---------|-----------|----|
| | | | | 特 定 財 源 | 財源 | | | | | |
| | | | | | 国県支出金 | 地方債 | | | | |
| 2 体育施設費 | 258,544 | 318,751 | 577,295 | 37,247 (国補) 37,247 | 74,400 | 13 | 13 委託料 | 3,260 | 監理委託料 | |
| | | | | | | 15 | 15 工事請負費 | 112,320 | 各体育施設整備工事 | |
| | | | | | | 17 | 17 公有財産購入費 | 203,171 | スポーツ施設用地 | |
| 計 | 1,127,980 | 318,751 | 1,446,731 | 37,247 | 74,400 | | | 207,104 | | |

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

| 区分 | 職員数 (人) | 給与 | | | | 費 | | | 合計 (千円) | 備考 |
|-----|-------------|------------|------------|--------------|-----------|-------------|--|-----------|------------|----|
| | | 報酬 (千円) | 給料 (千円) | 職員手当 (千円) | 計 (千円) | 共済費 (千円) | | | | |
| 補正後 | (46) 737 | | 3,117,332 | 2,652,456 | 5,769,788 | 1,126,808 | | 6,896,596 | | |
| 補正前 | (46) 737 | | 3,117,332 | 2,665,365 | 5,782,697 | 1,126,808 | | 6,909,505 | | |
| 比較 | (0) 0 | | 0 | -12,909 | -12,909 | 0 | | -12,909 | | |

| 職員手当の内訳 | 区分 | 扶養手当 (千円) | 管理職手当 (千円) | 管理職員特別 勤務手当(千円) | 地域手当 (千円) | 特殊勤務手当 (千円) | 時間外勤務 手当(千円) | 休日勤務手当 (千円) |
|---------|-----|--------------|---------------|--------------------|--------------|----------------|-----------------|----------------|
| | 補正後 | 101,782 | 101,923 | 1,560 | 199,220 | 19,529 | 178,900 | 37,000 |
| | 補正前 | 101,782 | 101,923 | 1,560 | 199,220 | 19,529 | 178,900 | 37,000 |
| | 比較 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 夜間勤務手当 (千円) | 通勤手当 (千円) | 住居手当 (千円) | 退職手当 (千円) | 期末手当 (千円) | 勤勉手当 (千円) |
|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 9,800 | 68,532 | 28,784 | 635,401 | 853,057 | 416,968 |
| 9,800 | 68,532 | 28,784 | 648,310 | 853,057 | 416,968 |
| 0 | 0 | 0 | -12,909 | 0 | 0 |

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

| 区分 | 増減額(千円) | 増減事由別内訳(千円) | 説明 | 備考 |
|------|---------|-------------|--|--|
| 給料 | 0 | 給与改定に伴う増減分 | | |
| | | 昇給に伴う増減分 | | |
| | | その他の増減分 | | 職員数の異動状況 補正後 人 補正前 人 比較 人 |
| 職員手当 | -12,909 | 制度改正に伴う増減分 | | 採用者 人 退職者 人 |
| | | その他の増減分 | 退職手当の見込み減に伴う減少分 | |
| | | | 扶養手当 管理職手当 管理職員特別勤務手当 地域手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 休日勤務手当 | 千円 千円 千円 千円 千円 千円 千円 |
| | | | 夜間勤務手当 通勤手当 住居手当 退職手当 期末手当 勤勉手当 | 千円 千円 千円 千円 千円 千円 |
| | | | | -12,909 |

議案第 11 号

平成 25 年度生駒市生駒駅前市街地再開発事業特別会計補正予算(第 1 回)

平成 25 年度生駒市の生駒駅前市街地再開発事業特別会計の補正予算(第 1 回)
は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 213 条第 1 項の規定により
翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表繰越明許費」による。

平成 26 年 3 月 7 日提出

生駒市長 山下 真

第 1 表 繰 越 明 許 費

[単位 千円]

| 款 | 項 | 事 業 名 | 金 額 |
|-------|-------|---------------------|---------|
| 事 業 費 | 事 業 費 | 生駒駅前北口第二地区等市街地再開発事業 | 266,500 |

議案第 12 号

平成 25 年度生駒市下水道事業特別会計補正予算（第 2 回）

平成 25 年度生駒市の下水道事業特別会計の補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11,600 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,539,829 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

平成 26 年 3 月 7 日提出

生駒市長 山下 真

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---------|------|-----------|--------|-----------|
| 6 市債 | | 546,200 | 11,600 | 557,800 |
| | 1 市債 | 546,200 | 11,600 | 557,800 |
| 歳 入 合 計 | | 2,528,229 | 11,600 | 2,539,829 |

歳 出

[単位 千円]

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---------|--------|-----------|--------|-----------|
| 1 下水道費 | | 1,835,613 | 11,600 | 1,847,213 |
| | 1 下水道費 | 1,835,613 | 11,600 | 1,847,213 |
| 歳 出 合 計 | | 2,528,229 | 11,600 | 2,539,829 |

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

1 追加

[単位 千円]

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|------|------|---------|--------|
| 下水道費 | 下水道費 | 流域下水道事業 | 11,600 |

2 変更

[単位 千円]

| 款 | 項 | 補正前 | | 補正後 | |
|------|------|-------------|---------|-------------|---------|
| | | 事業名 | 金額 | 事業名 | 金額 |
| 下水道費 | 下水道費 | 公共下水道管渠整備事業 | 110,000 | 公共下水道管渠整備事業 | 300,000 |

第 3 表 地 方 債 補 正

変更

[単位 千円]

| 起債の 目的 | 補正前 | | | | 補正後 | | | |
|-----------|--------|--------------------|---|--|--------|--------------------|---|--|
| | 限度額 | 起債の 方法 | 利率 | 償還の方法 | 限度額 | 起債の 方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 流域下水道事業 | 16,200 | 証書借入 又は 証券発行 | 5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る場合に ついて、 利率の見 直しを 行った後 において は、当該 見直しの 利率) | 政府資金に ついてはそ の融資条 件により 、銀行そ 他の場合 にはその 債権者と 協定する ものとし る。ただ し、市財 政の都合 により据 置期間及 び償還期 限を短縮 し、若し くは繰上 償還又は 低利に借 換えるこ とができる。 | 27,800 | 証書借入 又は 証券発行 | 5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る場合に ついて、 利率の見 直しを 行った後 において は、当該 見直しの 利率) | 政府資金に ついてはそ の融資条 件により 、銀行そ 他の場合 にはその 債権者と 協定する ものとし る。ただ し、市財 政の都合 により据 置期間及 び償還期 限を短縮 し、若し くは繰上 償還又は 低利に借 換えるこ とができる。 |

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 6 市債

(項) 1 市債

[単位 千円]

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説明 |
|--------|---------|--------|---------|--------|--------|----------|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 下水道債 | 546,200 | 11,600 | 557,800 | 1 下水道債 | 11,600 | 流域下水道事業債 |
| 計 | 546,200 | 11,600 | 557,800 | | | |

歳出

(款) 1 下水道費

(項) 1 下水道費

[単位 千円]

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 説明 |
|------------|-----------|--------|-----------|-------------|------|--------|-------------------|
| | | | | 特別 国県支出金 | 財源 | | |
| | | | | | 地方債 | その他 | |
| 5 流域下水道事業費 | 16,252 | 11,600 | 27,852 | | 一般財源 | 11,600 | 大和川上流流域下水道事業建設負担金 |
| 計 | 1,835,613 | 11,600 | 1,847,213 | 11,600 | | | |

議案第 13 号

平成 25 年度生駒市病院事業会計補正予算（第 2 回）

第 1 条 平成 25 年度生駒市病院事業会計の補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

第 2 条 平成 25 年度生駒市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

| 科 目 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 |
|-------------|-----------|---------|-----------|
| 第 1 款 資本的収入 | 1,532,169 | △28,400 | 1,503,769 |
| 第 1 項 企業債 | 1,502,200 | △28,400 | 1,473,800 |

支 出 (単位 千円)

| 科 目 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 |
|-------------|-----------|---------|-----------|
| 第 1 款 資本的支出 | 1,532,169 | △28,400 | 1,503,769 |
| 第 1 項 建設改良費 | 1,518,613 | △28,400 | 1,490,213 |

第 3 条 継続費を次のとおり補正する。

| 款 | 項 | 事業名 | 補 正 前 | | | 補 正 後 | | |
|---------|---------|------------------|---------|--------|---------|---------|--------|---------|
| | | | 総額 | 年度 | 年割額 | 総額 | 年度 | 年割額 |
| 1 資本的支出 | 1 建設改良費 | 病院施設実施設計及び工事監理業務 | 千円 | | 千円 | 千円 | | 千円 |
| | | | 203,700 | 平成22年度 | 1,500 | 203,700 | 平成22年度 | 1,500 |
| | | | | 平成23年度 | 116,200 | | 平成23年度 | 116,200 |
| | | | | 平成24年度 | 49,300 | | 平成24年度 | 49,300 |
| 平成25年度 | 36,700 | 平成25年度 | 8,300 | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--------|--------|
| | | | | | | 平成26年度 | 26,600 |
| | | | | | | 平成27年度 | 1,800 |

第4条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

| 起債の目的 | 補正前 | | | | 補正後 | | | |
|--------|-----------------|----------------------|---|--|-----------------|----------------------|---|--|
| | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 病院建設事業 | 千円 1,502,200 | 借入は行 証書借入 証書借入 | 5.0%以内、直でれに、見行にて該後 (ただし見方入合のを後、当し率 利率借り場い率したい、直利 つ利直つおは見の) | 資いの件、の合のとるすだ業都り間還短若繰又になるで 府つそ条りそ場そ者すとた企のよ期償を、は還利えが 政には資よ行のは権定の。、政に置び限しく償低換とる 金て融に銀他に債協もるし財合据及期縮し上は借こき | 千円 1,473,800 | 借入は行 証書借入 証書借入 | 5.0%以内、直でれに、見行にて該後 (ただし見方入合のを後、当し率 利率借り場い率したい、直利 つ利直つおは見の) | 資いの件、の合のとるすだ業都り間還短若繰又になるで 府つそ条りそ場そ者すとた企のよ期償を、は還利えが 政には資よ行のは権定の。、政に置び限しく償低換とる 金て融に銀他に債協もるし財合据及期縮し上は借こき |

第5条 予算第6条中「1,502,200千円」を「1,473,800千円」
に改める。

平成26年3月7日提出

生駒市長 山下 真

平成25年度生駒市病院事業会計補正予算(第2回)実施計画

1 資本的收入及び支出

収 入

(単位 千円)

| 款 | 項 | 目 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 | 備 考 |
|--------------|-------|-------|-----------|----------|-----------|-----|
| 1 資本的 収 入 | | | 1,532,169 | △ 28,400 | 1,503,769 | |
| | 1 企業債 | | 1,502,200 | △ 28,400 | 1,473,800 | |
| | | 1 企業債 | 1,502,200 | △ 28,400 | 1,473,800 | |

支 出

(単位 千円)

| 款 | 項 | 目 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 | 備 考 |
|--------------|---------|---------|-----------|----------|-----------|-----|
| 1 資本的 支 出 | | | 1,532,169 | △ 28,400 | 1,503,769 | |
| | 1 建設改良費 | | 1,518,613 | △ 28,400 | 1,490,213 | |
| | | 1 新設改良費 | 1,518,613 | △ 28,400 | 1,490,213 | 委託料 |

継 続 費 に 関 す る 調 書

| 款 | 項 | 事業名 | 全体計画 | | | | 前前年度末までの支払義務発生額 | 前年度末までの支払義務発生(見込)額 | 当該年度支払義務発生予定額 | 当該年度末までの支払義務発生予定額 | 翌年度以降の支払義務発生予定額 | 継続費の総額に対する進捗率 | 備考 |
|---------|---------|------------------------------|--------|-------------|---------|-------------|-----------------|--------------------|---------------|-------------------|-----------------|---------------|-------------------|
| | | | 年度 | 年割額 | 左の財源内訳 | | | | | | | | |
| | | | | | 企業債 | その他 | | | | | | | |
| 1 資本的支出 | 1 建設改良費 | 病院施設 実施設計 及び工事 監理業務 | 平成22年度 | 千円 1,500 | 千円 — | 千円 1,500 | 千円 — | 千円 — | 千円 — | 千円 — | 千円 — | % — | 通次繰越 1,500千円 |
| | | | 平成23年度 | 116,200 | 112,300 | 3,900 | 13,965 | — | — | 13,965 | — | 6.9 | 通次繰越 103,735千円 |
| | | | 平成24年度 | 49,300 | 49,300 | — | — | 41,383 | — | 41,383 | — | 20.3 | 通次繰越 111,652千円 |
| | | | 平成25年度 | 8,300 | 8,300 | — | — | — | 119,952 | 119,952 | — | 58.9 | |
| | | | 平成26年度 | 26,600 | 26,600 | — | — | — | — | — | 26,600 | — | |
| | | | 平成27年度 | 1,800 | 1,800 | — | — | — | — | — | 1,800 | — | |
| | | | 計 | 203,700 | 198,300 | 5,400 | 13,965 | 41,383 | 119,952 | 175,300 | 28,400 | 86.1 | |

議案第 14 号

生駒市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 26 年 3 月 7 日

生駒市長 山下 真

生駒市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例

生駒市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成 19 年 12 月生駒市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

第 1 条中「第 3 条第 2 項」を「第 3 条第 1 項及び第 2 項」に改め、「及び第 2 項」の次に「、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 6 項並びに地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 38 条第 4 項」を、「定めた採用」の次に「及び任期を定めて採用された職員の給与の特例」を加える。

第 2 条中「任命権者は」の次に「、前項の規定によるほか」を加え、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

第7条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

(特定任期付職員の給与に関する特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

| 号給 | 給料月額 |
|----|----------|
| 1 | 375,000円 |
| 2 | 424,000円 |
| 3 | 477,000円 |
| 4 | 541,000円 |
| 5 | 617,000円 |
| 6 | 721,000円 |
| 7 | 844,000円 |

- 2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。
- 3 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

(特定任期付職員に対する給与条例等の適用除外等)

第8条 次に掲げる条例の規定は、特定任期付職員には適用しない。

- (1) 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年7月生駒市条例第23号。以下「給与条例」という。）第3条から第4条まで、第7条、第7条の2、第8条、第10条から第12条まで、第14条の2及び第16条の規定
- (2) 生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年2月生駒市条例第2号。以下「企業職員給与条例」という。）第3条、第4条、第6条、第9条から第11条まで、第13条及び第16条の規定

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第14条の3第1項及び第15条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第3項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第14条の3第1項中「前条に規定する市長が規則で定める職にある職員」とあるのは「生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。

3 特定任期付職員に対する企業職員給与条例第2条第3項及び第14条の規定の適用については、企業職員給与条例第2条第3項中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第3項の特定任期付職員業績手当」と、企業職員給与条例第14条中「前条に規定する管理者が指定する職にある職員」とあるのは「生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、同項の次に次の1項を加える。

（給料の月額の特例）

2 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間、特定任期付職員の給料の月額（地域手当、期末手当、特殊勤務手当、退職手当及び特定任期付職員業績手当の額の算出の基礎となるものを除く。）は、第7条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額から、その額に次の各号に掲げる号給の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

- (1) 1号給及び2号給 100分の2
- (2) 3号給から7号給まで 100分の2.1

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正)

2 次に掲げる条例の規定中「生駒市一般職の任期付職員の採用に関する条例」を「生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」に改める。

- (1) 生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月生駒市条例第3号）第2条第4項
- (2) 生駒市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月生駒市条例第1号）第2条第3号
- (3) 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例第4条第1項
- (4) 生駒市職員の退職手当に関する条例（昭和47年10月生駒市条例第30号）第2条
- (5) 生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第23条

議案第 15 号

生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例等の一部を改正する
条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 26 年 3 月 7 日

生駒市長 山下 真

生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例等の一部を改正する
条例

(生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和 31 年 1 1
月生駒市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

10 平成 26 年 4 月 1 日から平成 30 年 2 月 2 日までの間に任期満了し、又は
退職した市長又は副市長に支給する退職手当の額は、別表第 2 の規定にかか
わらず、同表の規定による退職手当の額から、その額に 100 分の 25 を乗
じて得た額を減じた額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を
切り捨てた額）とする。

(生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の
一部改正)

第 2 条 生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条
例（昭和 35 年 9 月生駒市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

- 7 平成２６年４月１日から平成３０年２月２日までの間に任期満了し、又は退職した教育長に支給する退職手当の額は、第２条第６項の規定にかかわらず、同項の規定による退職手当の額から、その額に１００分の２５を乗じて得た額を減じた額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例の一部改正）

- 第３条 生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例（平成２４年３月生駒市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

附則第２項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項の次に次の１項を加える。

- 3 平成２６年４月１日から平成３０年２月２日までの間に任期満了し、又は退職した管理者に支給する退職手当の額は、第７条の規定にかかわらず、同条の規定による退職手当の額から、その額に１００分の２５を乗じて得た額を減じた額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

附 則

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

議案第 16 号

ベルテラスいこま共用部分修繕積立基金条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成26年3月7日

生駒市長 山下 真

ベルテラスいこま共用部分修繕積立基金条例

(設置)

第1条 生駒駅前北口第二地区第一種市街地再開発事業により建設されたベルテラスいこまの共用部分の修繕を行うための資金に充てるため、ベルテラスいこま共用部分修繕積立基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、設置目的の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 17 号

生駒駅前北口第二地区再開発基金条例を廃止する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成26年3月7日

生駒市長 山下 真

生駒駅前北口第二地区再開発基金条例を廃止する条例

生駒駅前北口第二地区再開発基金条例（平成20年6月生駒市条例第24号）

は、廃止する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 18 号

生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成26年3月7日

生駒市長 山下 真

生駒市税条例の一部を改正する条例

生駒市税条例（昭和50年12月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第44条の2第1項中「を当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加え、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

第44条の5第1項中「当該年度の前年度において第44条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第37条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額」に改める。

附則第9条の4中「附則第23条第1項」の次に「、附則第23条の2第1項」を加える。

附則第 18 条の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第 1 項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第 18 条第 4 項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第 1 項」を「利子所得及び配当所得については、第 18 条第 1 項」に、「配当所得の金額（以下）」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第 16 条の 2 の 11 第 3 項で定めるところにより計算した金額（以下）」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第 2 項中「市民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第 8 条の 4 第 2 項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第 18 条第 4 項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、同条第 3 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第 23 条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第 1 項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「附則第 18 条第 6 項」を「附則第 18 条第 5 項」に改め、「当該市民税の所得割の納税義務者が法第 23 条第 1 項第 16 号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第 18 条第 6 項の規定により同条第 5 項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、「第 2 項第 1 号」を「次

項第1号」に改め、同条第2項第1号、第3号及び第4号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第23条の2を次のように改める。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第23条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第18条第1項及び第2項並びに第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額(当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第18条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第23条第1項」とあるのは「附則第23条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

附則第 23 条の 3 から第 23 条の 6 までを削る。

附則第 24 条を次のように改める。

第 24 条 削除

附則第 25 条の 2 を次のように改める。

第 25 条の 2 削除

附則第 25 条の 3 第 5 項第 3 号中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える。

附則第 25 条の 4 を次のように改める。

第 25 条の 4 削除

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 44 条の 2 第 1 項及び第 44 条の 5 第 1 項の改正規定並びに次条第 2 項の規定 平成 28 年 10 月 1 日

(2) 附則第 9 条の 4、第 18 条、第 23 条から第 24 条まで、第 25 条の 2、第 25 条の 3 第 5 項第 3 号及び第 25 条の 4 の改正規定並びに次条第 3 項の規定 平成 29 年 1 月 1 日

(経過措置)

第 2 条 平成 28 年 1 月 1 日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 5 号）第 8 条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 1 第 7 項に規定する割引債（同条第 9 項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第 7 項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。

2 改正後の生駒市税条例（以下「新条例」という。）第 44 条の 2 及び第 44 条

の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第9条の4、第18条、第23条、第23条の2及び第25条の3の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議案第 19 号

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 26 年 3 月 7 日

生駒市長 山下 真

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険税条例（平成 12 年 3 月生駒市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第 7 項の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中「附則第 3 5 条の 2 第 6 項」を「附則第 3 5 条の 2 第 5 項」に、「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第 8 項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 3 5 条の 2 の 2 第 5 項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 9 条及び第 2 3 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 3 5 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 3

5条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則第9項及び第10項を削り、附則第11項を附則第9項とする。

附則第12項を削り、附則第13項を附則第10項とし、附則第14項を附則第11項とする。

附則第15項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第16項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の生駒市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成26年3月7日

生駒市長 山下 真

生駒市手数料条例の一部を改正する条例

生駒市手数料条例（平成12年3月生駒市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第3の2の項の(1)中「91,000円」を「92,000円」に改め、同項の(2)中「820,000円」を「830,000円」に、「990,000円」を「1,010,000円」に、「1,100,000円」を「1,120,000円」に、「1,400,000円」を「1,420,000円」に、「1,640,000円」を「1,660,000円」に、「3,850,000円」を「3,880,000円」に、「5,090,000円」を「5,100,000円」に、「1,120,000円」を「1,130,000円」に、「1,330,000円」を「1,340,000円」に、「1,480,000円」を「1,500,000円」に、「2,120,000円」を「2,140,000円」に、「4,330,000円」を「4,350,000円」に改め、同項の(3)中「91,000円」を「92,000円」に改め、同表の6の項の(1)中「950,000円」を「990,000円」に、「1,650,000円」を「1,720,000円」に、「3,180,000円」を「3,3

20,000円」に、「3,890,000円」を「4,060,000円」
に、「4,450,000円」を「4,650,000円」に改め、同表の7の
項中「410,000円」を「430,000円」に、「920,000円」を
「960,000円」に、「1,160,000円」を「1,210,000円
」に、「2,830,000円」を「2,950,000円」に、「3,470
,000円」を「3,620,000円」に、「4,000,000円」を「4
,170,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 21 号

生駒市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成26年3月7日

生駒市長 山下 真

生駒市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例

生駒市社会教育委員に関する条例（昭和56年7月生駒市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「設置」の次に「、委嘱の基準」を加える。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（委嘱の基準）

第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから生駒市教育委員会が委嘱する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 22 号

生駒市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 26 年 3 月 7 日

生駒市長 山下 真

生駒市体育施設条例の一部を改正する条例

第 1 条 生駒市体育施設条例（平成元年 12 月生駒市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 2 の表中

| | | | | | |
|---------------------------|----|---------|---------|---------|---|
| 「 営利を目的とし ない場合 」 | 全面 | 2,470 円 | 2,470 円 | 2,470 円 | を |
| | 片面 | 1,230 円 | 1,230 円 | 1,230 円 | |

| | | | | | |
|--------------------------|----|----------|----------|----------|-------|
| 「 アマチュアスポ ーツ 」 | 全面 | 2,470 円 | 2,470 円 | 2,470 円 | に改める。 |
| | 片面 | 1,230 円 | 1,230 円 | 1,230 円 | |
| アマチュアスポーツ以外 (集会、講演会等) | | 10,970 円 | 10,970 円 | 10,970 円 | 」 |

別表第 3 の 3 の表及び別表第 3 の 4 の表を次のように改める。

3 グラウンド

| 区 分 | | (午前) 9:00~ 13:00 | (午後) 13:00~ 17:00 | (夜間) 17:00~ 19:00 | (夜間) 17:00~ 21:00 |
|---|----------------------------------|------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 生駒市北 大和グラ ウンド イモ山公 園グラウ ンド | アマチュアス ポーツ | 1,340円 | 1,340円 | 510円 | |
| | アマチュアス ポーツ以外(集 会、講演会 等) | 6,790円 | 6,790円 | 3,390円 | |

| | | | | | |
|----------------------------|--------------------------|---------|---------|---------|---------|
| むかいやま公園グラウンド | 指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合 | 24,890円 | 24,890円 | 12,440円 | |
| 生駒市北大和野球場 生駒市井出山グラウンド | アマチュアスポーツ | 1,640円 | 1,640円 | | 1,640円 |
| | アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等) | 6,790円 | 6,790円 | | 6,790円 |
| | 指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合 | 24,890円 | 24,890円 | | 24,890円 |
| 生駒市総合公園グラウンド 生駒市健民グラウンド | アマチュアスポーツ | 1,340円 | 1,340円 | | 1,340円 |
| | アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等) | 6,790円 | 6,790円 | | 6,790円 |
| | 指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合 | 24,890円 | 24,890円 | | 24,890円 |
| 生駒市小平尾南少年グラウンド | アマチュアスポーツ | 620円 | 620円 | | 620円 |
| | アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等) | 3,390円 | 3,390円 | | 3,390円 |
| | 指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合 | 12,440円 | 12,440円 | | 12,440円 |

備考

- 1 児童生徒等が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。
- 2 次に掲げる者以外の者が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。
 - (1) 児童生徒等
 - (2) 市内に住所を有する者
 - (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (4) 市内に存する学校に在学する者
- 3 上表の使用料及び利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

4 テニスコート

| 区分 | | 9:00~ 11:00 | 11:00~ 13:00 | 13:00~ 15:00 | 15:00~ 17:00 | 17:00~ 19:00 | 19:00~ 21:00 |
|-------------------|-------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-----------------|
| 生駒市 浄化セ ンター | アマチュ アスポー ツ | 1コート につき 720円 | 1コート につき 720円 | 1コート につき 720円 | 1コート につき 720円 | 1コート につき 620円 | |

| | | | | | | | |
|---|---------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| テニスコート(全天候型) 生駒市健民テニスコート | アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等) | 1コートにつき 3,390円 | 1コートにつき 3,390円 | 1コートにつき 3,390円 | 1コートにつき 3,390円 | 1コートにつき 3,390円 | |
| | 指定管理者が特に必要があると認めると営利使用の場合 | 1コートにつき 12,440円 | 1コートにつき 12,440円 | 1コートにつき 12,440円 | 1コートにつき 12,440円 | 1コートにつき 12,440円 | |
| 生駒市浄化センターテニスコート(砂入り人工芝型) イモ山公園テニスコート 滝寺公園テニスコート | アマチュアスポーツ | 1コートにつき 1,230円 | 1コートにつき 1,230円 | 1コートにつき 1,230円 | 1コートにつき 1,230円 | 1コートにつき 1,030円 | |
| | アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等) | 1コートにつき 5,090円 | 1コートにつき 5,090円 | 1コートにつき 5,090円 | 1コートにつき 5,090円 | 1コートにつき 5,090円 | |
| | 指定管理者が特に必要があると認めると営利使用の場合 | 1コートにつき 18,670円 | 1コートにつき 18,670円 | 1コートにつき 18,670円 | 1コートにつき 18,670円 | 1コートにつき 18,670円 | |
| 生駒市総合公園テニスコート 生駒山麓公園テニスコート むかいやま公園テニスコート | アマチュアスポーツ | 1コートにつき 1,230円 | 1コートにつき 1,230円 | 1コートにつき 1,230円 | 1コートにつき 1,230円 | 1コートにつき 1,230円 | 1コートにつき 1,230円 |
| | アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等) | 1コートにつき 5,090円 | 1コートにつき 5,090円 | 1コートにつき 5,090円 | 1コートにつき 5,090円 | 1コートにつき 5,090円 | 1コートにつき 5,090円 |
| | 指定管理者が特に必要があると認めると営利使用の場合 | 1コートにつき 18,670円 | 1コートにつき 18,670円 | 1コートにつき 18,670円 | 1コートにつき 18,670円 | 1コートにつき 18,670円 | 1コートにつき 18,670円 |

備考

- 1 児童生徒等が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。
- 2 次に掲げる者以外の者が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。
 - (1) 児童生徒等
 - (2) 市内に住所を有する者
 - (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (4) 市内に存する学校に在学する者
- 3 上表の使用料及び利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

別表第3の5の表備考第3項を同表備考第4項とし、同表備考第2項の次に

次の1項を加える。

3 次に掲げる者以外の者が使用する場合の使用料の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。

- (1) 児童生徒等
- (2) 市内に住所を有する者
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者

別表第3の6の表を次のように改める。

6 相撲場

| 区 分 | | (午前) | (午後) | (夜間) |
|----------------|----------------------------------|----------------|-----------------|-----------------|
| | | 9:00～ 13:00 | 13:00～ 17:00 | 17:00～ 19:00 |
| 生駒市 総合公園相撲場 | アマチュアスポーツ | 310円 | 310円 | 210円 |
| | アマチュアスポーツ 以外(集会、講演会 等) | 1,700円 | 1,700円 | 1,700円 |
| | 指定管理者が特に必要 があると認める営 利使用の場合 | 6,220円 | 6,220円 | 6,220円 |

備考

- 1 児童生徒等が使用する場合の使用料の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。
- 2 次に掲げる者以外の者が使用する場合の使用料の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。
 - (1) 児童生徒等
 - (2) 市内に住所を有する者
 - (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (4) 市内に存する学校に在学する者
- 3 上表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

第2条 生駒市体育施設条例の一部を次のように改正する。

別表第1の(1)の表中

| | | |
|--------------------------|-----------------|---|
| 生駒市北大和体育館 | 生駒市北大和3丁目5077番地 | を |
| (仮称)生駒市北部スポーツセンター 体育館 | 生駒市高山町166番地2 | に |
| 生駒市北大和体育館 | 生駒市北大和3丁目5077番地 | |

改め、別表第1の(3)の表中

| | | |
|-----------|-----------------|---|
| 生駒市北大和野球場 | 生駒市北大和3丁目5077番地 | を |
|-----------|-----------------|---|

| | | |
|----------------------------------|-----------------|---|
| (仮称) 生駒市北部スポーツセンター野球場 | 生駒市高山町166番地2 | に |
| (仮称) 生駒市北部スポーツセンターグラウンド | 生駒市高山町166番地2 | |
| (仮称) 生駒市北部スポーツセンターグラウンドランニングトラック | 生駒市高山町166番地2 | |
| 生駒市北大和野球場 | 生駒市北大和3丁目5077番地 | |

改め、別表第1の(4)の表を次のように改める。

(4) テニスコート

| 名 称 | 位 置 |
|--------------------------|---------------|
| (仮称) 生駒市北部スポーツセンターテニスコート | 生駒市高山町166番地2 |
| 生駒市浄化センターテニスコート | 生駒市東山町201番地21 |

別表第3の1の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 体育館

| 区 分 | | (午前) 9:00～ 12:00 | (午後) 12:00～ 15:00 | (夕方) 15:00～ 18:00 | (夜間) 18:00～ 21:00 |
|-----------------------|--------------------------|------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| (仮称) 生駒市北部スポーツセンター体育館 | アマチュアスポーツ 体育室 全面 | 3,700円 | 3,700円 | 3,700円 | 3,700円 |
| | アマチュアスポーツ 体育室 半面 | 1,850円 | 1,850円 | 1,850円 | 1,850円 |
| | アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等) | 16,970円 | 16,970円 | 16,970円 | 16,970円 |
| | 指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合 | 62,230円 | 62,230円 | 62,230円 | 62,230円 |
| 生駒市市民体育館 | 会議室 | 510円 | 510円 | 510円 | 510円 |
| | 多目的室 | 1,230円 | 1,230円 | 1,230円 | 1,230円 |
| 生駒市北大和体育館 | アマチュアスポーツ | 1,850円 | 1,850円 | 1,850円 | 1,850円 |
| | アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等) | 8,490円 | 8,490円 | 8,490円 | 8,490円 |
| 生駒市小平尾南体育館 | 指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合 | 31,110円 | 31,110円 | 31,110円 | 31,110円 |
| | 会議室 | 510円 | 510円 | 510円 | 510円 |
| 生駒市井出山体育館 | | | | | |
| むかい | アマチュアスポーツ | 2,160円 | 2,160円 | 2,160円 | 2,160円 |

| | | | | | |
|---------|--------------------------|---------|---------|---------|---------|
| やま公園体育館 | ポーツ | | | | |
| | アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等) | 9,950円 | 9,950円 | 9,950円 | 9,950円 |
| | 指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合 | 36,480円 | 36,480円 | 36,480円 | 36,480円 |

別表第3の3の表を次のように改める。

3 グラウンド

| 区 分 | | (午前) 9:00～ 13:00 | (午後) 13:00～ 17:00 | (夜間) 17:00～ 19:00 | (夜間) 17:00～ 21:00 |
|---------------------------------|--------------------------|------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| (仮称)生駒市北部スポーツセンター野球場 | アマチュアスポーツ | 1,640円 | 1,640円 | 620円 | |
| | アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等) | 6,790円 | 6,790円 | 3,390円 | |
| | 指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合 | 24,890円 | 24,890円 | 12,440円 | |
| (仮称)生駒市北部スポーツセンターグラウンド | アマチュアスポーツ | 全面 | 4,110円 | 4,110円 | 4,110円 |
| | | 半面 | 2,060円 | 2,060円 | 2,060円 |
| | アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等) | 16,970円 | 16,970円 | 16,970円 | |
| | 指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合 | 62,230円 | 62,230円 | 62,230円 | |
| (仮称)生駒市北部スポーツセンターグラウンドランニングトラック | 個人使用 | 大人 | 1人につき1回 210円 | | |
| | | 小人 | 1人につき1回 100円 | | |
| 生駒市北大和グラウンドイモ山公園グラウンド | アマチュアスポーツ | 1,340円 | 1,340円 | 510円 | |
| | アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等) | 6,790円 | 6,790円 | 3,390円 | |
| | 指定管理者が特に必要があると認める営 | 24,890円 | 24,890円 | 12,440円 | |

| | | | | | |
|--|--------------------------------------|---------|---------|--|---------|
| むかい やま公 園グラ ウンド | 利使用の場合 | | | | |
| 生駒市 北大和 野球場 生駒市 井出山 グラウ ンド | アマチュアス ポーツ | 1,640円 | 1,640円 | | 1,640円 |
| | アマチュアス ポーツ以外(集 会、講演会等) | 6,790円 | 6,790円 | | 6,790円 |
| | 指定管理者が 特に必要があ ると認める営 利使用の場合 | 24,890円 | 24,890円 | | 24,890円 |
| 生駒市 総合公 園グラ ウンド 生駒市 健民グ ラウ ンド | アマチュアス ポーツ | 1,340円 | 1,340円 | | 1,340円 |
| | アマチュアス ポーツ以外(集 会、講演会等) | 6,790円 | 6,790円 | | 6,790円 |
| | 指定管理者が 特に必要があ ると認める営 利使用の場合 | 24,890円 | 24,890円 | | 24,890円 |
| 生駒市 小平尾 南少年 グラウ ンド | アマチュアス ポーツ | 620円 | 620円 | | 620円 |
| | アマチュアス ポーツ以外(集 会、講演会等) | 3,390円 | 3,390円 | | 3,390円 |
| | 指定管理者が 特に必要があ ると認める営 利使用の場合 | 12,440円 | 12,440円 | | 12,440円 |

備考

- 1 「半面」とは、グラウンドの面積の2分の1以下をいう。
- 2 「小人」とは、中学生以下の者をいう。ただし、3歳未満の者は、無料とする。
- 3 「1回」とは、3時間以内における継続する使用をいう。
- 4 児童生徒等が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。ただし、(仮称)生駒市北部スポーツセンターグラウンドランニングトラックについては、この限りでない。
- 5 次に掲げる者以外の者が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。
 - (1) 児童生徒等
 - (2) 市内に住所を有する者
 - (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (4) 市内に存する学校に在学する者
- 6 (仮称)生駒市北部スポーツセンターグラウンドを日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に利用する場合の使用料の額は、当該使用料の額の1.5倍に相当する額とする。
- 7 上表の使用料及び利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

別表第3の4の表中備考以外の部分を次のように改める。

4 テニスコート

| 区 分 | | 9：00～ 11：00 | 11：00～ 13：00 | 13：00～ 15：00 | 15：00～ 17：00 | 17：00～ 19：00 | 19：00～ 21：00 |
|--|--|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------|
| (仮称) 生駒市 北部ス ポーツ センタ ーテニ スコ ート 生駒市 浄化セ ンター テニス コート(砂入り 人工芝 型) イモ山 公園テ ニスコ ート 滝寺公 園テニ スコ ート | アマチュ アスポ ーツ | 1コート につき 1,230円 | 1コート につき 1,230円 | 1コート につき 1,230円 | 1コート につき 1,230円 | 1コート につき 1,030円 | |
| | アマチュ アスポ ーツ以 外(集 会、講 演会等) | 1コート につき 5,090円 | 1コート につき 5,090円 | 1コート につき 5,090円 | 1コート につき 5,090円 | 1コート につき 5,090円 | |
| | 指定管理 者が特に 必要があ ると認め る営利使 用の場合 | 1コート につき 18,670円 | 1コート につき 18,670円 | 1コート につき 18,670円 | 1コート につき 18,670円 | 1コート につき 18,670円 | |
| 生駒市 浄化セ ンター テニス コート(全天候 型) 生駒市 健民テ ニスコ ート | アマチュ アスポ ーツ | 1コート につき 720円 | 1コート につき 720円 | 1コート につき 720円 | 1コート につき 720円 | 1コート につき 620円 | |
| | アマチュ アスポ ーツ以 外(集 会、講 演会等) | 1コート につき 3,390円 | 1コート につき 3,390円 | 1コート につき 3,390円 | 1コート につき 3,390円 | 1コート につき 3,390円 | |
| | 指定管理 者が特に 必要があ ると認め る営利使 用の場合 | 1コート につき 12,440円 | 1コート につき 12,440円 | 1コート につき 12,440円 | 1コート につき 12,440円 | 1コート につき 12,440円 | |
| 生駒市 総合公 園テニ スコ ート 生駒山 麓公園 テニス | アマチュ アスポ ーツ | 1コート につき 1,230円 | 1コート につき 1,230円 | 1コート につき 1,230円 | 1コート につき 1,230円 | 1コート につき 1,230円 | 1コート につき 1,230円 |
| | アマチュ アスポ ーツ以 外(集 会、講 演会等) | 1コート につき 5,090円 | 1コート につき 5,090円 | 1コート につき 5,090円 | 1コート につき 5,090円 | 1コート につき 5,090円 | 1コート につき 5,090円 |

| | | | | | | | |
|--------------------------------------|--|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| コート むかい やま公 園テニ スコ ート | 指定管理 者が特に 必要があ ると認め る営利使 用の場合 | 1コート につき 18,670円 | 1コート につき 18,670円 | 1コート につき 18,670円 | 1コート につき 18,670円 | 1コート につき 18,670円 | 1コート につき 18,670円 |
|--------------------------------------|--|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|

別表第3の7の表中

| | | |
|---------------|-------------------|---|
| 生駒市北大和野球場夜間照明 | 1時間につき全点灯 4,110円 | を |
| | 1時間につき5割点灯 2,060円 | |

| | | |
|-----------------------------|-------------------|---|
| (仮称) 生駒市北部スポーツセンターグラウンド夜間照明 | 1時間につき全点灯 4,940円 | に |
| | 1時間につき5割点灯 2,470円 | |
| 生駒市北大和野球場夜間照明 | 1時間につき全点灯 4,110円 | 」 |
| | 1時間につき5割点灯 2,060円 | |

改める。

第3条 生駒市体育施設条例の一部を次のように改正する。

別表第1の(3)の表生駒市北大和野球場の項及び生駒市北大和グラウンドの項を削る。

別表第3の3の表中 「生駒市北大和グラウンド
イモ山公園グラウンド
むかいやま公園グラウンド」 を 「イモ山公園グラウンド
むかいやま公園グラウンド」

ドに、「生駒市北大和野球場
生駒市井出山グラウンド」を「生駒市井出山グラウンド」に改

め、別表第3の7の表生駒市北大和野球場夜間照明の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第4項の規定 公布の日

(2) 第1条及び次項の規定 平成26年10月1日

(3) 第2条及び附則第3項の規定 平成27年4月1日までの間において教育委員会規則で定める日

(4) 第3条の規定 教育委員会規則で定める日
(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の生駒市体育施設条例別表第3の規定は、平成26年10月1日以後の使用に係る使用料及び利用料金（生駒市体育施設条例第8条第2項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）について適用し、同日前の使用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の生駒市体育施設条例別表第3の規定は、附則第1項第3号に規定する教育委員会規則で定める日以後の使用に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

4 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成25年12月生駒市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第8条中生駒市体育施設条例別表第3の1の表から別表第3の5の表まで及び別表第3の7の表の改正規定を次のように改める。

別表第3の1の表中「3,700円」を「3,770円」に、「1,85

0円」を「1, 890円」に、「16, 970円」を「17, 290円」
に、「62, 230円」を「63, 380円」に、「510円」を「520
円」に、「1, 230円」を「1, 260円」に、「8, 490円」を「8
, 640円」に、「31, 110円」を「31, 690円」に、「2, 16
0円」を「2, 200円」に、「9, 950円」を「10, 130円」に、
「36, 480円」を「37, 160円」に改め、別表第3の2の表中「2
, 470円」を「2, 510円」に、「1, 230円」を「1, 260円」
に、「10, 970円」を「11, 180円」に、「41, 480円」を「
42, 250円」に改め、別表第3の3の表中「1, 640円」を「1, 6
80円」に、「620円」を「630円」に、「6, 790円」を「6, 9
10円」に、「3, 390円」を「3, 460円」に、「24, 890円」
を「25, 350円」に、「12, 440円」を「12, 680円」に、「
4, 110円」を「4, 190円」に、「2, 060円」を「2, 090円
」に、「16, 970円」を「17, 290円」に、「62, 230円」を
「63, 380円」に、「1, 340円」を「1, 360円」に、「510
円」を「520円」に改め、別表第3の4の表中「1, 230円」を「1,
260円」に、「1, 030円」を「1, 050円」に、「5, 090円」
を「5, 190円」に、「18, 670円」を「19, 010円」に、「7
20円」を「730円」に、「620円」を「630円」に、「3, 390
円」を「3, 460円」に、「12, 440円」を「12, 680円」に改
め、別表第3の5の表中「150円」を「160円」に改め、別表第3の6
の表中「1, 700円」を「1, 730円」に、「6, 220円」を「6,
340円」に改め、別表第3の7の表中「4, 940円」を「5, 030円
」に、「2, 470円」を「2, 510円」に、「1, 230円」を「1,
260円」に、「370円」を「380円」に、「360円」を「370円

」に改める。

議案第 23 号

生駒市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成26年3月7日

生駒市長 山下 真

生駒市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

生駒市子ども医療費助成条例（昭和48年10月生駒市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「12歳」を「15歳」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 24 号

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

上記の議案を提出する。

平成 26 年 3 月 7 日

生駒市長 山下 真

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 5 年 12 月生駒市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の次に次の 1 条を加える。

（日常生活に伴って生じた一般廃棄物の排出方法）

第 10 条の 2 土地又は建物の占有者は、日常生活に伴って生じた一般廃棄物（し尿、動物の死体その他規則で定める物を除く。以下「家庭系廃棄物」という。）を排出するときは、市長が指定する家庭系のごみ袋（以下「家庭系指定ごみ袋」という。）を使用しなければならない。

2 土地又は建物の占有者は、家庭系廃棄物のうち、家庭系指定ごみ袋に収納することができない物を排出するときは、前項の規定にかかわらず、市長が指定するごみ処理券（以下「ごみ処理券」という。）を当該物に貼付しなければならない。

第 13 条第 1 項中「生じた一般廃棄物」の次に「（以下「事業系廃棄物」という。）」を加え、同条第 2 項本文中「事業活動に伴って生じた一般廃棄物」を「事

業系廃棄物」に、「袋（以下「指定袋」を「事業系のごみ袋（以下「事業系指定ごみ袋」に改め、同項ただし書中「指定袋」を「事業系指定ごみ袋」に改める。

別表中

| | | | | |
|-----------------|-----------------------|---|------------------------------------|------|
| 特定家庭用機器廃棄物以外のごみ | 市長が定める事業活動に伴い生ずる多量のごみ | 燃えるごみを指定袋により排出する場合 | 容量90リットルの指定袋1袋につき | 157円 |
| | | | 容量70リットルの指定袋1袋につき | 121円 |
| | | | 容量45リットルの指定袋1袋につき | 76円 |
| | | | 容量30リットルの指定袋1袋につき | 51円 |
| | | ガラスびん、缶、ペットボトル、プラスチック製の容器及び包装並びに有害ごみを指定袋により排出する場合 | 容量70リットルの指定袋1袋につき | 89円 |
| | | | 容量45リットルの指定袋1袋につき | 55円 |
| | | | 容量30リットルの指定袋1袋につき | 37円 |
| | | 指定袋によらない場合 | 10キログラムにつき（端数が生ずる場合は、10キログラムとみなす。） | 100円 |
| | 上記以外のごみ | 1回につき300キログラムまで | 無料 | |
| | | 1回につき300キログラムを超える分につき10キログラム増すごとに（端数が生ずる場合は、10キログラムとみなす。） | 50円 | |

を

| | | | |
|--------|-------------------|------------------------|------|
| 家庭系廃棄物 | 家庭系指定ごみ袋により排出する場合 | 容量45リットルの家庭系指定ごみ袋1袋につき | 45円 |
| | | 容量30リットルの家庭系指定ごみ袋1袋につき | 30円 |
| | | 容量15リットルの家庭系指定ごみ袋1袋につき | 15円 |
| | | 容量7リットルの家庭系指定ごみ袋1袋につき | 7円 |
| | ごみ処理券により排出する場合 | ごみ処理券1枚につき | 300円 |

| | | | |
|------------|--|------------------------------------|------|
| | 合 | | |
| 事業系 廃棄物 | 燃えるごみを事業系指定ごみ袋により排出する場合 | 容量90リットルの事業系指定ごみ袋1袋につき | 157円 |
| | | 容量70リットルの事業系指定ごみ袋1袋につき | 121円 |
| | | 容量45リットルの事業系指定ごみ袋1袋につき | 76円 |
| | | 容量30リットルの事業系指定ごみ袋1袋につき | 51円 |
| | ガラスびん、缶、ペットボトル、プラスチック製の容器及び包装並びに有害ごみを事業系指定ごみ袋により排出する場合 | 容量70リットルの事業系指定ごみ袋1袋につき | 89円 |
| | | 容量45リットルの事業系指定ごみ袋1袋につき | 55円 |
| | | 容量30リットルの事業系指定ごみ袋1袋につき | 37円 |
| | 事業系指定ごみ袋によらない場合 | 10キログラムにつき（端数が生ずる場合は、10キログラムとみなす。） | 100円 |

に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による手数料（事業系指定ごみ袋によらない場合のものを除く。）の徴収その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正後の条例第10条の2第1項の規定は、施行日以後に本市が収集し、又

は運搬する家庭系廃棄物（家庭系指定ごみ袋に収納することができない物を除く。）について適用する。

議案第 25 号

生駒市火葬場条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成26年3月7日

生駒市長 山下 真

生駒市火葬場条例の一部を改正する条例

生駒市火葬場条例（昭和49年4月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表火葬の項中「6,000円」を「10,000円」に、「50,000円」を「80,000円」に、「3,000円」を「5,000円」に、「25,000円」を「40,000円」に、「1,500円」を「2,500円」に、「15,000円」を「25,000円」に、「1,000円」を「1,700円」に、「10,000円」を「17,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市火葬場条例別表の規定は、平成26年7月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 26 号

生駒市自動車駐車場条例及び生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する
条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成26年3月7日

生駒市長 山下 真

生駒市自動車駐車場条例及び生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条
例の一部を改正する条例

(生駒市自動車駐車場条例の一部改正)

第1条 生駒市自動車駐車場条例(平成19年3月生駒市条例第13号)の一部
を次のように改正する。

第1条の表中「生駒市北新町」を「生駒市北新町10番36-102号」に
改める。

(生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例(平成25年12月生駒
市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第21条を第22条とし、第20条の次に1条を加える改正規定中「生駒市
北新町」を「生駒市北新町10番36-501号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 27 号

生駒市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 26 年 3 月 7 日

生駒市長 山下 真

生駒市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例

生駒市道路占用料に関する条例（昭和 35 年 6 月生駒市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

道路占用料額

| 占用物件 | 基準 | | 料金 |
|-----------------|-----|----------|------------|
| | 期間 | 単位 | |
| 第 1 種電柱 | 1 年 | 1 本 | 6 1 0 円 |
| 第 2 種電柱 | 1 年 | 1 本 | 9 4 0 円 |
| 第 3 種電柱 | 1 年 | 1 本 | 1, 3 0 0 円 |
| 第 1 種電話柱 | 1 年 | 1 本 | 5 5 0 円 |
| 第 2 種電話柱 | 1 年 | 1 本 | 8 7 0 円 |
| 第 3 種電話柱 | 1 年 | 1 本 | 1, 2 0 0 円 |
| その他の柱類 | 1 年 | 1 本 | 5 5 円 |
| 共架電線その他上空に設ける線類 | 1 年 | 1 メートル | 5 円 |
| 地下に設ける電線その他の線類 | 1 年 | 1 メートル | 3 円 |
| 路上に設ける変圧器 | 1 年 | 1 個 | 5 4 0 円 |
| 地下に設ける変圧器 | 1 年 | 1 平方メートル | 3 3 0 円 |

| | | | | |
|-----------------------|---------------------------|---------|---------|--------|
| 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 | 1年 | 1個 | 1,100円 | |
| 郵便差出箱及び信書便差出箱 | 1年 | 1個 | 460円 | |
| 地下埋設物類 | 外径が0.07メートル未満のもの | 1年 | 1メートル | 23円 |
| | 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの | 1年 | 1メートル | 33円 |
| | 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの | 1年 | 1メートル | 49円 |
| | 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの | 1年 | 1メートル | 66円 |
| | 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの | 1年 | 1メートル | 98円 |
| | 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの | 1年 | 1メートル | 130円 |
| | 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの | 1年 | 1メートル | 230円 |
| | 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの | 1年 | 1メートル | 330円 |
| | 外径が1メートル以上のもの | 1年 | 1メートル | 660円 |
| 通路 | 上空に設けるもの | 1年 | 1平方メートル | 1,900円 |
| | 地下に設けるもの | 1年 | 1平方メートル | 1,200円 |
| | その他のもの | 1年 | 1平方メートル | 1,100円 |
| 板囲、足場、さく等工事用施設類 | 1月 | 1平方メートル | 380円 | |
| 広告物類 | 看板 | 1年 | 1平方メートル | 3,800円 |
| | アーチ | 1月 | 1基 | 3,800円 |
| | 広告塔 | 1年 | 1平方メートル | 3,800円 |
| 標識 | 1年 | 1本 | 870円 | |
| アーケード(日覆を含む。) | 1年 | 1平方メートル | 1,100円 | |
| その他のもの | 市長が別に定める額 | | | |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項若しくは第3項の規定による許可を受け、又は同法第35条の規定による同意を得ている者で、既に当該許可又は同意に係る占用料を改正前の生駒市道路占用料に関する条例の規定により納付しているものの占用料の額については、当該占用料を納付している期間に限り、なお従前の例による。

議案第 28 号

生駒市景観条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成26年3月7日

生駒市長 山下 真

生駒市景観条例の一部を改正する条例

生駒市景観条例（平成22年12月生駒市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「について、」を「についての基本理念を定め、並びに」に改める。

第22条を第23条とし、第21条を第22条とする。

第20条第7項中「第11条第2項、第12条及び第14条」を「第12条第2項、第13条及び第15条」に改め、同条を第21条とする。

第19条を第20条とし、第18条を第19条とする。

第17条中「第9条第7項第5号」を「第10条第7項第5号」に改め、同条を第18条とする。

第16条中「第9条第1項第1号」を「第10条第1項第1号」に改め、同条を第17条とする。

第15条を第16条とし、第10条から第14条までを1条ずつ繰り下げる。

第9条第8項中「第6条第2項」を「第7条第2項」に改め、同条を第10条とする。

第8条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げる。

第4条中「事業者は」の次に「、基本理念にのっとり」を加え、同条を第5条とする。

第3条中「市民は」の次に「、基本理念にのっとり」を加え、同条を第4条とする。

第2条第1項中「市は」の次に「、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり」を加え、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

（基本理念）

第2条 良好な景観は、地勢、自然、歴史、文化その他地域の特性を理解し、尊重しながら、快適な生活を営むことができるよう市、市民及び事業者が協働して整備、保全及び創出を図り、ひいては将来の世代へ承継していくものであることを旨として、形成されなければならない。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

生駒市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 26 年 3 月 7 日

生駒市長 山下 真

生駒市消防長及び消防署長の資格を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、消防長及び消防署長の資格を定めるものとする。

(消防長の資格)

第 2 条 消防長の資格は、次のとおりとする。

- (1) 消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部、消防学校若しくは消防職員及び消防団員の訓練機関における消防署長の職と同等以上と認められる職に 1 年以上あったものであること。
- (2) 市町村の行政事務に従事した者で、市町村の長の直近下位の内部組織の長の職その他市町村におけるこれと同等以上と認められる職に 2 年以上あったものであること。
- (3) その他前 2 号に準ずる職にあったと市長が認める者であること。

(消防署長の資格)

第 3 条 消防署長の資格は、次のとおりとする。

- (1) 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に 1 年（

消防長が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、1年から当該教育訓練の課程に応じ消防長が定める期間を控除した期間)以上あったものであること。

- (2) 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令補以上の階級に3年(消防長が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、3年から当該教育訓練の課程に応じ消防長が定める期間を控除した期間)以上あったもの(前号に該当する者を除く。)であること。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 30 号

生駒市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 26 年 3 月 7 日

生駒市長 山下 真

生駒市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

生駒市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 39 年 7 月生駒市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

別表中

| | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 千円 189 | 千円 294 | 千円 409 | 千円 544 | 千円 729 | 千円 929 |
| 179 | 279 | 379 | 484 | 659 | 859 |
| 169 | 268 | 363 | 463 | 609 | 799 |
| 164 | 253 | 338 | 428 | 574 | 759 |
| 154 | 233 | 308 | 388 | 514 | 684 |
| 144 | 214 | 284 | 359 | 469 | 639 |

を

に改める。

| | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 千円 239 | 千円 344 | 千円 459 | 千円 594 | 千円 779 | 千円 979 |
| 229 | 329 | 429 | 534 | 709 | 909 |
| 219 | 318 | 413 | 513 | 659 | 849 |
| 214 | 303 | 388 | 478 | 624 | 809 |
| 204 | 283 | 358 | 438 | 564 | 734 |
| 200 | 264 | 334 | 409 | 519 | 689 |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、平成26年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

権利の放棄について

下記のとおり権利を放棄するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 権利の内容

（仮称）東コミュニティ施設整備事業用地の売買代金の支払資金として貸し付けた貸付金に係る債権

2 債権の額

400,000,000円

（内訳）

(1) 平成11年12月27日付けの金銭消費貸借契約に基づき貸し付けた630,000,000円から償還済みの額を除いた130,000,000円

(2) 平成12年1月25日付けの金銭消費貸借契約に基づき貸し付けた270,000,000円

3 相手方

生駒市東新町8番38号

生駒市土地開発公社

理事 小紫 雅史

4 放棄の理由

平成11年12月27日及び平成12年1月25日付けの生駒市土地開発公社との金銭消費貸借契約に基づき、市は、（仮称）東コミュニティ施設整備事業用地の先行取得のため、同公社に対して6億3千万円及び2億7千万円の計9億円を貸し付け、同公社は同事業用地を購入したが、平成18年2月

に市は同施設の整備の中止を決定し、その後、市は同公社に対して同事業用地の第三者への売却を依頼した。その結果、平成25年12月に同公社は同事業用地を第三者へ売却した。市は同公社から当該売却代金を含む債務の一部弁済を受けたものの、同公社に貸付金の残額を償還する資力がなく、今後貸付債権の回収が見込めないことから、上記債権を放棄するものである。

平成26年3月7日提出

生駒市長 山下 真

生駒山麓公園の指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

生駒山麓公園

- 2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地

モンベル・あおはに共同体

構成団体（代表） 株式会社 モンベル

大阪市西区新町二丁目2番2号

構成団体 社会福祉法人 青葉仁会

奈良市杣ノ川町50番地の1

- 3 指定の期間

平成26年7月1日から平成36年6月30日まで

平成26年3月7日提出

生駒市長 山下 真

議案第 33 号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定したいから、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

| 整理 番号 | 路 線 名 | 起 終 点 点 |
|----------|-------------|--------------------------------------|
| 1 | 松美台22号線 | 松美台45番293先 松美台45番292先 |
| 2 | 第2阪奈壺分7号線 | 壺分町157番1先 壺分町157番1先 |
| 3 | あすか野北60号線 | 上町1025番2先 あすか野北1丁目1089番27先 |
| 4 | あすか野北61号線 | あすか野北1丁目350番682先 あすか野北1丁目1281番5先 |
| 5 | あすか野北62号線 | あすか野北1丁目1089番21先 あすか野北1丁目1024番1先 |
| 6 | あすか野北63号線 | あすか野北1丁目1089番26先 あすか野北1丁目1089番24先 |
| 7 | あすか野北64号線 | あすか野北1丁目1089番33先 あすか野北1丁目1195番3先 |
| 8 | あすか野北第1歩行者道 | あすか野北1丁目1024番4先 上町1145番先 |
| 9 | あすか野北65号線 | あすか野北1丁目1089番34先 上町1127番2先 |

平成26年3月7日提出

生駒市長 山下 真